

随 意 契 約 理 由 書

1 業 務 名	環状線等における交通安全対策検討業務（平成30年度）
2 業 者 名	阪神高速技研株式会社
3 随意契約理由	<p>本業務は、過年度業務にて作成した「交通安全対策第3次アクションプログラム」における「1号環状線改良計画」に基づいて、阪神高速道路の中でも事故が多発している1号環状線付近において、将来の道路ネットワーク拡充を見据えた車線運用の変更などの抜本的な改良を視野に入れた安全対策検討およびそれらに必要な分析等を実施するものである。なお、本業務の完成で環状線改良計画全体の策定が完了し、その成果は今後予定される1号環状線のリニューアル工事等における抜本的な安全対策として活用される。</p> <p>その適切かつ効率的な実施のためには阪神高速道路における交通管理に係る検討・実施ノウハウやその施策効果等に精通した上で、当社の意図を的確にかつ迅速に反映し、技術・ノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。</p> <p>阪神高速技研(株)は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社の管理する構造物、施設の状況、すべての基準・規定を熟知しているばかりでなく、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。</p> <p>また、同社は、交通安全対策第3次アクションプログラムの策定に従事し、当社と関係機関が行った交通安全対策に関する協議経緯や交通分析・評価指標に関する技術的な留意事項等を熟知している会社である。さらに、「環状線等における交通安全対策検討業務」（平成29年度）において、当該路線に関する分析・立案・評価を円滑かつ効率的に実施した実績を有している。</p> <p>よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p>
	阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約することとする。